

救急車による転院搬送ガイドライン

駿東田方地域メディカルコントロール協議会

救急搬送件数は、駿東田方地域医療圏において高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増隊が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある救急資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があることから、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）についてガイドラインを以下に定めるものとする。

1 消防機関が救急業務として行う転院搬送

消防機関が救急業務として行う転院搬送は、高度医療あるいは専門治療が緊急に必要な患者で、要請元医療機関での治療が困難な場合に実施するものとする。

なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した患者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たすこととする。

2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合は、原則として下記のすべての要件を満たすものとする。

(1) 要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。

(2) 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師が同乗すること。

但し、医師の同乗による病状管理の必要性がないと判断し、医師から指示を受けた看護師が同乗するか、容態の急激な悪化等がないよう必要な医療処置を行った場合は、この限りではない。

(3) 医師等が同乗できない場合には、要請元医療機関が消防機関に対し、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容、急変時に指示をもらうための連絡先を示した転院搬送依頼書又は紹介状のコピー等を提出すること。

但し、緊急性が高く依頼書を作成するいとまがない場合は、当該救急隊へ上記内容を直接伝えるものとする。

なお、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

(4) 転院搬送範囲は、特殊な疾患等を有する患者を除き、おおむね1時間以内に搬送可能な区域とすること。